

東日本国際大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東日本国際大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。

【条件】

- ①平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日の期間で「基準 7」について再評価を申請すること。
- ②大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を早急に改善し、平成 27(2015)年 7 月末に認証評価時以降の財務状況に関する報告書（根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

「孔子の教え」に依拠した建学の精神と、それに基づいた大学の使命・目的がディプロマポリシーとして学生便覧やホームページに具体的に記載され、学内外に示されている。

経済情報学部と福祉環境学部の 2 学部、「学術情報センター」「実習センター」、教養教育の効率化を図る「リベラルアーツセンター」などが適切な規模と構成で設置され、運営されている。また、大学全体の教育研究に係わる組織として、学長のもとに「大学協議会」が置かれ、各学部の教授会や各種委員会と連携して教育研究の充実が図られている。

大学の建学の精神に基づき教育目的を定め、公表されたカリキュラムポリシーに即して、教育課程が体系的かつ適切に設定されている。特に、初年度から少人数演習を開講し、導入教育の場として活用している点は評価できる。また、「学習ポートフォリオ」の導入を行うとともに、出席管理システムの活用と学期途中での教員への開示、学生による授業評価が効果的に運用され、学生への学習支援体制として機能している。

アドミッションポリシーが定められ、適切に各学部の入学者選抜を行っている。また、全学の「学生委員会」が「学生支援センター」と連携して学生サービスや厚生指導に関わり、特に、同センターが管轄する「キャリアセンター」では就職活動へのきめ細かな援助を行っている。

設置基準上必要な専任教員数及び教授数が確保されており、主要科目を専任の教授、准教授が担当し、分野に応じた専門教員が適切に配置されている。また、両学部とも「東日本国際大学教員資格審査委員会規程」により、教授会のもとに置かれた「教員資格審査委員会」により適切に運営されている。教育研究活動支援については、「東日本国際大学教員研究費規程」に従い、研究費の有効利用と研究資金の適正配分が図られている。

「学校法人昌平聳事務分掌規程」及び「学校法人昌平聳就業規則」に基づき事務組織を整備している。職員の採用・昇任・異動については、「学校法人昌平聳就業規則」及び「学校法人昌平聳職員任免規程」に定め、適切な運営に努めている。また、教授会、「大学協議会」、各種委員会にも事務局を出席させるなど事務体制が適切に機能できる体制が整っている。

帰属収支改善に向けて人件費削減などの努力を続けておりその成果も表れているが、入学定員、収容定員の確保を図り、収入と支出のバランスを早期に改善し、必要な財政基盤を早急に改善することが必要である。財務情報については、毎決算確定後速やかにホームページに掲載することが望まれる。

校地、校舎面積は設置基準を十分に満たし、運動場、体育施設などが整備されている。建築物、電気設備、給排水・衛生設備、エレベータなどの保守点検については、法定点検を行い適切に維持、管理運営されている。

地域貢献は大学の重点政策の一つとして位置付けられ、市民を対象とした大学のプログラムの開放などが積極的に展開されている。また、これを円滑に推進するために、両学部の教員により構成される「地域・高大連携委員会」を設置している。

組織倫理に関する諸規程が整備・運営されており、また「学校法人昌平譽危機管理規程危機管理規程」「防災マニュアル」「危機管理マニュアル」が定められている。教育研究の成果については、両学部の研究紀要や研究所が刊行する研究論集として学内外に公開されている。

しかしながら、法人の管理運営については、決算に関する理事会と評議員会の運営が私立学校法の規定に即して行われていない。また、関連当事者に対する貸付金が理事会、評議員会の議決を経ずに執行されている点についても改善が必要であり、管理運営が適切に機能しているとは認められない。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

「孔子の教え」に依拠した建学の精神が、学生便覧、大学案内パンフレット、ホームページなどを通じて学内外に示されている。更に、毎年行われる「孔子祭」において学内外に建学の精神を顕揚し、シンポジウムを開催するとともに、「論語を学ぶ」など建学の精神に関わる授業科目が置かれ、また、一般市民向けには「論語素読教室」が開講され、地域への普及が図られている。

建学の精神に基づいた大学の使命・目的が学則に明示されている。また、媒体により省略あるいは若干異なる表現で示されているが、学生便覧やホームページを通じて学内外に示されている。

学部（学科）の目的は、ディプロマポリシーとして学生便覧及びホームページに具体的に記載され、学内外に示されている。

【優れた点】

・「論語を学ぶ」など建学の精神に関わる授業科目が低学年での必修及び選択科目として開

講されており、大学の基本理念を具体的に全学生に周知する努力がなされている点は評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

学部、学科及び附属機関としての「学術情報センター」「実習センター」「リベラルアーツセンター」が適切な規模と構成で設置されている。運営組織としての学部、学科、別科、各種機能機関、研究所では、学部教員の兼務が教員の負担増となっているが、運営に参画することで、相互の適切な関連性が保たれている。

特に、教養教育の運営上の責任体制では、教養教育担当教員で構成される「リベラルアーツセンター」が設けられ、教養教育の実施の効率化が図られている。

大学全体の教育研究に関わる組織として、学長のもとに「大学協議会」が置かれ、学則の改廃、学部などの組織、教員人事の基準、全学委員会委員の選出などの重要事項を審議している。各学部の教授会では、教員人事、教育課程、学生の入退学、学則の変更などの事項に関し審議し、全学委員会、学部委員会と連携して教育研究の充実が図られている。

なお、「大学協議会」と学部教授会との関係性について明文化された規程はないが、教授会への助教以上の出席、学習者の具体的な要望を把握するための学生による授業評価アンケート調査、「学生満足度調査」を行い、教育方針を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され機能している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学の建学精神に基づき教育目的を定め、これを踏まえて学部（学科）の目的が各学部のディプロマポリシーとして定められ、学生便覧やホームページで公表している。なお、自己評価報告書への記載が各学部のディプロマポリシーの前文、学生便覧・シラバスでの教育目標と一部異なっているが、教育課程については公表されたカリキュラムポリシーに即して体系的かつ適切に設定されている。また、教養科目教員が組織する「リベラルアーツセンター」においては、教養教育の効率化が図られ、多くの科目を教養科目として提供し、学習者の科目選択の幅を広げている。

教育課程での重要な科目として、初年次からの必修科目に少人数演習（ゼミ）を開講し、導入教育の場として活用している。この少人数演習（ゼミ）を通じて学生の学習状況の把握、生活状況の把握が可能となっている。更に、建学の精神である「儒学」に関連する複

数の科目を必修や選択として配置している。なお、各学部の進級要件については、年間履修登録単位数の上限との関連で、やや不適切な設定となっている。卒業要件は適切に定められ、学則の別表及び各学科の履修規程に明示され、学生便覧の履修の手引きの項でも説明がされている。両学部とも授業の方法、内容、1年間の授業計画、評価基準がシラバスに明示され、概ね適切に運営されている。

教育目的の達成状況の点検評価では、「学習ポートフォリオ」を導入し、学習状況が把握されている。更に、出席管理システムの活用と学期途中での教員への開示、学生による授業アンケート調査が効果的に運用されている。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーについては、建学の精神に基づいて確立しており、大学案内パンフレット、ホームページ、募集要項などに明示され、オープンキャンパスや進学説明会などでも詳細に広報されている。入学者選抜については、面接試験の実施方法や評価方法について検討すべき問題も見られるが、各種の入試選抜方式を体系的に導入し、全学委員会として「入学試験委員会」が置かれ、適切に各学部の入学者選抜を行っている。収容定員については、定員が満たされていない学部があるので、抜本的な学部改革が必要である。

学習支援体制については、少人数クラスの設置や少人数による演習などが適切に行われている。

学生サービスについては、学生への心的支援体制について必ずしも十分とは言えないが、大学全体の「学生委員会」と事務組織としての「学生支援センター」とが連携して学生への経済的支援が適切に行われている。

就職支援体制としては、資格取得者の「キャリアセンター」が置かれ、キャリア教育の充実が図られ、就職活動を前提にした面接指導やエントリーシートの書き方など、きめ細かな指導が適切に行われている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教員の配置については、大学全体として必要な専任教員数及び教授数が確保されており、基幹となる授業科目を専任の教授、准教授が担当し、専任、兼任の均衡を維持しながら、専門分野に応じた専門教員が適切に配置されている。

教員の採用については、必ずしも公募による採用ではないが、「東日本国際大学教員資格

審査委員会規程」により、教授会のもとに置かれた「教員資格審査委員会」により適切に運営されている。

研究活動支援については、大学全体として「東日本国際大学教員研究費規程」に則り、研究費の有効利用と研究資金の適正配分が図られている。

研究活動の活性化については、学生による授業評価アンケート結果の有効活用という課題は残るが、教員相互の授業訪問、「FD 研修会」を実施しているほか、教育研究活動を活性化するための教員の評価体制も整備、運用され、その成果を教員が「改善策」として学部長に報告する制度が整備されている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

「学校法人昌平聳事務分掌規程」及び「学校法人昌平聳就業規則」に基づき大学の使命・目的を達成するために必要な事務組織を整備している。

職員採用などの方針について明確に定めることが求められるが、職員の採用・昇任・異動について基本的な手続きは「学校法人昌平聳就業規則」及び「学校法人昌平聳職員任免規程」に定め、適切な運営に努めている。

職員に対する研修活動として、学内における体系的な研修機会を増やすことや教職員の参加率を向上させるなど更に積極的な取組みが望まれるが、文部科学省などが主催する説明会、研修会やセミナーに職員を派遣するとともに「学校法人昌平聳事務研修規程」を制定し学内研修を実施する体制を整えている。

教育研究支援のため「学生支援センター」「キャリアセンター」「学術情報センター」「国際センター」「地域経済・福祉研究所」などの事務体制が整備され、「センター長会議」「事務局課長会議」を設け、教授会、「大学協議会」、各種委員会にも事務局を出席させるなど事務体制が適切に機能できる体制が整っている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしていない。

【判定理由】

大学を設置する学校法人昌平聳の理事、監事、評議員は、寄附行為に基づき適正な手続きにより選任され、それぞれ定数を充足している。

管理部門と教学部門との関係については、理事長、副理事長、学長、副学長、両学部長、大学事務長で構成される「連絡調整会議」を月 1 回開催し、管理部門と教学部門との連携を図っている。

自己点検・評価は「自己点検・評価委員会規程」に基づいて実施され、その結果提起された課題については理事会をはじめとする各組織で検討され、自らの改善に資している。自己点検・評価報告書は、ホームページにおいても公表されている。

しかしながら、法人の管理運営体制について、決算に関する理事会と評議員会の運営が私立学校法の規定に則して行われていない点、関連当事者に対する貸付金について理事会、評議員会の議決を経ずして執行されている点など改善が必要であり、管理運営が適切に機能しているとは認められない。

【改善を要する点】

- ・決算については、理事会の承認後に評議員会に報告し意見を求めているので、私立学校法第46条に則り、適正な運営を行うよう早急な改善が必要である。
- ・法人の関連当事者に対する貸付金について、稟議による理事長決裁としているが、理事会、評議員会に諮るよう改善が必要である。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

帰属収支改善に向けて人件費削減などの努力を続けておりその成果も表れているが、平成 21(2009)年度末における財政状態は、多額の債務保証損失が発生し財政に大きな影響を与えており、前受金保有率、流動比率、総負債比率等が示すとおり非常に厳しい状態である。また、校舎の老朽化（耐震を含む）対策、バリアフリー化をはじめとして施設設備に多くの課題があるため多額の資金を必要とするが、第 2 号基本金などの積立金がなく、大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤としては極めて脆弱である。

このような財政状況に対して、法人・大学は平成 23(2011)年度以降の中・長期財政計画の方向性を示す計画概要を策定し改善に努める姿勢を示しているが、理事会における計画決定までに至っていないので、早急に中・長期財政計画を機関決定し、財政の健全化を図っていくことが必要である。

会計処理については、学校法人会計基準に基づき適切に処理されている。

財務情報の公開について平成 21(2009)年度のホームページへの掲載が遅れ、これまでの公開内容も極めて不十分であるので、解説を加えるなど積極的な公開が望まれるが、私立学校法などに基づく閲覧請求には対応できるよう措置されている。

外部資金獲得については、寄附金などの獲得にも積極的に取組むことが望まれるが、補助金の獲得に努めている。

【改善を要する点】

- ・理事会において速やかに中・長期財政計画を決定し、履行することにより、教育研究目的を達成して行くために必要な財政上の課題を克服しながら、財政基盤の改善を図るこ

とが必要である。

【参考意見】

- ・ホームページの財務情報更新が実地調査時点において滞っており、平成 21(2009)年度分が公開されていないので、毎決算確定後速やかにホームページへ掲載することが望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地、校舎面積は設置基準を十分に満たしている。図書館の開館時間や IT 環境に若干の課題があるが、校地、運動場、校舎、体育施設などの教育研究目的を達成するために必要なキャンパスを整備している。特に、運動場などの体育施設は充実している。

校舎の老朽化・耐震問題、空調設備の整備、キャンパスのバリアフリー化など多くの課題があり、特に、1 号館及び 2 号館の耐震対策や空調設備の整備などについて迅速な対応が必要である。建築物、電気設備、給排水・衛生設備、エレベータなどの保守点検については、法定点検を行い適切に維持、管理運営されている。

インターネット環境や教室のマルチメディア設備の整備など、快適な教育研究環境を充実させるための一層の努力が望まれるが、図書館の閲覧設備はアクセスが容易で、使いやすい環境となっている。

【改善を要する点】

- ・昭和 56(1981)年に改正された新耐震基準を満たしていない建物について、速やかに改善することが必要である。

【参考意見】

- ・障がい者用トイレや手すりの設置などバリアフリー対策を促進し、早期のバリアフリー化の完了が望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学図書館は一般市民に向けても開放されているほか、いわき市図書館との間での相互貸出しも行われている。教室は各種試験の会場として地域に提供する機会も多く、柔道場

などの体育関連施設も市民の利用に便宜が図られている。

いわき市から委託を受けた「サテライト・キャンパス事業」「いわきヒューマンカレッジ」、高校生や市民の求めに応じ大学教員が出向いて講義を行う「ふれあい出前講座」の実施、大学の一部の講座を開放する「市民開放授業」、毎週土曜日に開催される「論語素読教室」への一般市民の参加など、市民を対象とした大学のプログラムが積極的に展開されている。

いわき市が設置した「社団法人いわき産学官ネットワーク協会」には、大学からも教員が多数参画しており、「ファイバーリサイクル」などのプロジェクトにおいて企業やNPOの活動に指導・助言を行うなど成果をあげている。他大学との関係においては、福島県内の大学と単位互換協定を結んでいるほか、「アカデミア・コンソーシアムふくしま」に参画するなど、県内の高等教育機関との連携事業を実施している。

地域貢献は大学の重点政策の一つとして位置付けられ、これを円滑に推進するために両学部の教員により構成される「地域・高大連携委員会」を設置して、地域との交流や連携の企画、制度設計を行っている。実行組織としては、大学附属機関として「地域経済・福祉研究所」が設置され、地域社会との各種連携事業を展開している。また、事務組織には「ボランティアセンター」が置かれ、地域のイベントなどにおける学生のボランティア活動も積極的に推進している。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織倫理に関する規程として「学校法人昌平賢就業規則」「学校法人昌平賢セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」「個人情報保護規程」及び「公的研究費運営・管理規程」を制定し、学内に周知されている。また、委員会組織として、人権擁護に関する「人権救済委員会」、セクシュアルハラスメント防止に関する「セクシャル・ハラスメント防止委員会」、個人情報の管理に関する「情報管理委員会」を設置して、諸規定の実効性を高める取組みがなされている。環境保護についても「学内美化委員会」を設置し、「環境宣言」を行うなど学生、教職員が一体となって積極的に取り組んでいる。

大学の危機管理については、「危機管理規程」に基づき危機管理体制が整備されている。「防災マニュアル」により緊急時の連絡体制、避難体制が定められ、「危機管理マニュアル」によって事件・事故発生時の対応、食中毒・感染症など集団発生への対応、情報システム障害や情報漏洩への対応などが詳細に規定されている。警備面では、学内に防犯カメラを設置、夜間は機械警備を実施しているほか、安全管理のために AED（自動体外式除細動器）を設置している。

大学の教育研究成果は「経済学部研究紀要」「福祉環境学部研究紀要」「儒学文化研究所研究論集『儒学文化』」「地域経済・福祉研究所研究論集『地域』」がそれぞれ年 1 回刊行され、対外的に発表されている。また、毎年恒例の法人行事である「孔子祭」開催後には、

「修報」が発行され、建学の精神を学内外に発信している。

